

報第1号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

平成20年5月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年4月25日

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市条例第2号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「第10条第1項又は」を「第10条第1項,」に改め, 「第5項まで」の右に「又は第126条」を, 「又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)」の右に「若しくは第126条」を加える。

附 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。